事業場各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

足場の組立て等作業に係る特別教育のご案内

足場からの墜落・転落災害の防止対策の強化を図ることを目的として、労働安全衛生規則が改正され、この改正により「足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する者」は特別教育の受講が義務付けられました。

このため、当支部では特別教育を、下記のとおり実施いたしますので、受講されますようご案内いたします。

記

1. 日時・場所

開催日	場所	時間
令和6年	岩国建設会館	全科目(6時間)
5 月 9 日 (木)	岩国市麻里布 3-8-17	8:50~16:10

2. 科目及び時間

科目	時間
①足場及び作業の方法に関する知識	3 時間
②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5 時間
③労働災害の防止に関する知識	1.5 時間
④関係法令	1 時間
計	6 時間

3. 受講料等受講料7,700円テキスト代建災防山口県支部会員0円(2号会員は除く)非会員847円

4. 申込方法

建災防山口県支部又は最寄りの建災防分分会及び会事務局に お問い合わせの上、事前予約をお願いします。 受講申込書は当支部のHP(建災防山口県支部)又は分会でお求めください。

統括安全衛生責任者教育のご案内

(旧:現場管理者統括管理講習)

一般に建設工事では、元請業者・下請業者・再下請業者等で請負契約関係にある事業者が、同一の場所において相関連して仕事を行う場合が多く、そのことによって生じる労働災害を防止するためには、それぞれの事業者が行う管理とは別に、その現場全体を統括的に管理することが必要です。

労働安全衛生法では、建設工事の元請業者や注文者に対して

- ① 下請業者及びその労働者が法令に違反しないよう、必要な指導を行う義務(安衛法第 29 条) 及び技術的な指導を行う義務(安衛法第 29 条の 2)
- ② 複数の事業者の労働者が混在して作業を行うことによって生じる危険を防止するため、協議組織の設置運営、作業間の連絡調整等の措置を講ずる義務(安衛法第30条第1項)
- ③ 自己が所有し、又は管理する設備等を下請業者の労働者に使用させる場合に、その設備に対し労働災害防止上必要な措置を講ずる義務(安衛法第31条)を定めております。
- ④ 特定発注者等による特定作業に従事する労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講ずる義務(安衛法第31条の3)
- ⑤ 違法な指示の禁止義務(安衛法 31条の4)

また、厚生労働省において、元方事業者による建設現場における安全管理水準の一層の向上を 図るため、平成7年4月「元方事業者による建設現場安全管理指針」を策定しています。

当支部では、同指針を含めた統括管理講習テキストを使用して、次のとおり講習会を実施致しますので多数の方々が受講されますようご案内いたします。

- 1. 対象者 ① 建設現場の作業所長、次席など
 - ② 関係請負人の現場代理人など
 - ③ 上記の①②の立場に就こうとする方
- 2. 日 時 令和6年5月13日(月)8:50~17:10
- 3. 場 所 ポリテクセンター山口 山口市矢原 1284-1
- 4. 定 員 40人
- 5. 受講料 8,800円 テキスト代 1,815円 (建災防山口県支部会員はテキスト代無料)

6. 講習科目·時間割

科	目	時	間
1. 建設業の労働災害と問題点 (1)建設業における労働災 (2)安全衛生管理上の問題 2. 統括安全衛生管理 (1)特定元方事業者の責務 (2)注文者の講ずべき措置 (3)関係請負人の講ずべき (4)統括安全衛生管理体制 (5)事業者責任	A B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	8 時 50 分~12 時 00 分	3 時間 (休憩 1 O 分)
< 昼食・休憩	12 時 00 分~	12 時 45 分 >	
3. 統括安全衛生管理の具体的後 (1)施工計画・安全衛生管 (2)災害防止協議会の設置 (3)安全工程打合せと作業 (4)場内巡視 (5)安全ミーティングと職 (6)入場時の管理 (7)仮設備の維持管理 (8)工事用機械の管理 (9)職場環境の整備 4. 建設業における労働衛生管理 5. 異常時の措置 6. 工事施工に伴う近隣対策	語理計画道・運営指示裁長会	12 時 45 分~17 時 00 分	4 時間 (休憩 1 5 分)
7. 危険性又は有害性等の調査と (1)建設業におけるリスク (2)リスクアセスメントの (3)建設業労働安全衛生マ	7アセスメント)進め方 7ネジメントシ		
質疑・アンケート		17 時 00 分~17 時 10 分	

- 7. 修了証の交付 講習修了者には「修了証」を交付します。
- 8. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分分会及び会事務局にお問い合わせの上、 事前予約をお願いします。受講申込書は当支部のHP(建災防山口県支部)又は分会でお求めください。

事業場各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

足場の組立て等作業に係る特別教育のご案内

足場からの墜落・転落災害の防止対策の強化を図ることを目的として、労働安全衛生規則が改正され、この改正により「足場の組立て、解体又は変更の作業に従事する者」は特別教育の受講が義務付けられました。

このため、当支部では特別教育を、下記のとおり実施いたしますので、受講されますようご案内いたします。

記

1. 日時・場所

開催日	場所	時 間
令和6年	山陽小野田市雇用能力開発支援センター	全科目(6時間)
5月15日(水)	山陽小野田市西高泊 1259-1	8:50~16:10

2. 科目及び時間

科目	時間
①足場及び作業の方法に関する知識	3 時間
②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	0.5 時間
③労働災害の防止に関する知識	1.5 時間
④関係法令	1 時間
計	6 時間

3. 受講料等 受 講 料 <u>7,700円</u> テキスト代 建災防山口県支部会員 <u>0円</u> (2号会員は除く) 非 会 員 <u>847円</u>

4. 申込方法

建災防山口県支部又は最寄りの建災防分分会及び会事務局に お問い合わせの上、事前予約をお願いします。 受講申込書は当支部のHP(建災防山口県支部)又は分会でお求めください。

建設業労働災害防止協会山口県支部

職長・安全衛生責任者教育の実施について

建設業における職長等現場監督者に対しては、労働安全衛生法第60条により、法定の教育を行うことが事業者に義務付けられております。

今日の建設業では、労働災害防止における職長クラスの果たす役割がますます重要になっており、特に関係業者間の連絡調整が主要業務の安全衛生責任者と、作業員の管理監督が主要業務の職長が兼務で配置される例が多いことから、一体的な教育を行っています。

当協会では、事業者に代わって下記により講習を行いますので、多数の方々が受講されますようご案内いたします。

記

1. 対象者 作業現場で、労働者を直接指導監督する立場にある者、又は混在する作業現場で他の業者と連絡調整にあたる者

2. 日時·場所

開催日	場所	時 間
5月20日(月)	山口県セミナーパーク	1 日目 8:50~17:00
5月21日(火)	山口市秋穂二島 1062	2 日目 8:50~17:00

3. 教育科目

	教育科目の内容
第1日目	職長・安全衛生責任者の役割、作業員に対する指導及び教育の
	方法、危険性又は有害性の調査と低減措置等
	危険性又は有害性の調査と低減措置等、職長・安全衛生責任者
第2日目	が行う安全施工サイクル、関心の保持と創意工夫を引き出す方
	法、異常時、災害発生時における措置

- 4. 定 員 原則として 50 人以内とします。
- 5. 受講料13,200円テキスト代建災防山口県支部会員0円(2号会員は除く)非会員2,134円
- 6. 修了証の交付 2日間全科目を受講した者に修了証を交付します。
- 7. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分分会及び会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。 受講申込書は当支部のHP(建災防山口県支部)又は分会でお求めください。

建設業労働災害防止協会山口県支部

労働安全衛生規則改正に伴う 足場の組立て等作業主任者能力向上教育のご案内

平成21年6月1日及び平成27年7月1日付けで改正規則が施行され、足場の墜落防止措置基準が改正されるとともに、点検義務が拡大されました。この足場の措置や点検が確実に実施できる足場の組立て等作業主任者の能力を向上する教育です。資格のある方はこの機会に受講されますようご案内いたします。

記

- 1. 対象者 足場の組立て等作業主任者技能講習修了者
- 2. 日 時 令和6年5月31日(金)8:50~17:00
- 3. 場 所 山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062

4. 教育内容

「労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」に基づくものです。 (平成21年6月・平成27年7月に施行された改正労働安全衛生規則を踏まえた内容です。)

科目	範囲	時間
1 最近の足場、部材等及び それらの管理 手すり先行工法ガイド ライン	(1) 足場、部材等の種類と特徴(2) 部材の選択と管理(3) 手すり先行工法ガイドライン	1時間
2 足場の組立て等の安全 施工と保守管理	(1) 足場の強度計算の方法(2) 組立て、変更等基本的事項と留意事項(3) 組立て、変更時のポイント記録等(4) 組立て、変更後の保守管理	4時間
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策(2) 労働安全衛生法令のうち、足場の組立て等に関する条文 (省令の改正部分)	2時間
計		7時間

- 5. 受講料
 8,800円

 テキスト代 建災防山口県支部会員
 0円
 (2号会員は除く)

 非会員
 1,606円
- 6. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分分会及び会事務局にお問い合わせの上、 事前予約をお願いします。受講申込書は当支部のHP(建災防山口県支部) 又は分会でお求めください。

建設業労働災害防止協会山口県支部

労働安全衛生規則改正に伴う 施工管理者等のための足場点検実務者研修のご案内

平成21年6月1日及び平成27年7月1日付けで改正規則が施行され、元方事業者の足場点検義 務が拡大されるとともに、点検者の指名が義務付けられました。この教育は、現場で足場の点検を行 う担当者を養成する教育です。

記

- 1. 対象者 建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある者。 店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場の安全パトロール等 の業務を担当している者。
- 2. 日 時 令和6年5月31日(金)8:50~17:00
- 3. 場 所 山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062

4. 教育内容

足場に関する基本的な知識、足場の点検ポイント及び記録・保守管理等を習得します。 (平成21年6月・平成27年7月に施行された改正労働安全衛生規則を踏まえた内容です。)

科目	範 囲	時間
1 最近の足場、部材等及び	(1) 足場、部材等の種類と特徴	
それらの管理	(2) 部材の選択と管理	1時間
手すり先行工法ガイドライン	(3) 手すり先行工法ガイドライン	
2 足場の組立て等の安全	(1) 足場の強度計算の方法	
施工と保守管理	(2) 組立て、変更等基本的事項と留意事項	4時間
	(3) 組立て、変更時のポイント記録等	4 时间
	(4) 組立て、変更後の保守管理	
3 災害事例及び関係法令	(1) 災害事例とその防止対策	
	(2) 労働安全衛生法令のうち、足場の組立て等に関する条文	2 時間
	(省令の改正部分)	
計		7時間

- 5. 受講料8,800円テキスト代 建災防山口県支部会員0円(2号会員は除く)非 会員1,606円
- 6. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分分会及び会事務局にお問い合わせの上、 事前予約をお願いします。受講申込書は当支部のHP(建災防山口県支部) 又は分会でお求めください。